

(別紙 1)

平成 29 年度海岸漂着物地域対策推進事業（発生抑制対策）啓発キャンペーン業務委託
仕様書

1 目的

海岸漂着物には、ペットボトル等の人の生活に起因する身近なごみが多く含まれており、これらは山から川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する。このため、海岸漂着物の発生抑制対策は、沿岸地域だけではなく、伊勢湾流域圏の河川の上流から下流に至るすべての地域の住民が、当事者意識をもってごみの投棄を行わないことが重要である。

そこで、三重県では、広く東海三県（三重県・愛知県・岐阜県）の県民を対象に、海岸漂着物問題の概要と解決に向けた取組を発信し、県民の参加と理解を深める啓発キャンペーンを実施する。

2 委託期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日（水）まで

3 業務内容

啓発キャンペーンのスタートイベント、広報活動全般、ファイナルイベント等、それぞれを個別で実施するのではなく、一連の啓発キャンペーンとして構築し、実施すること。

その他、効果的な広報展開につながるものであれば、自由提案を行ってもよい。

4 啓発キャンペーン全般について

- ・啓発キャンペーン実施にあたり、イメージキャラクターを設定し、より効果的に啓発を行えるようにすること。東海三県、特に三重県にゆかりのあるものが望ましい。
- ・企画内容については単発の広報で終わることなく、来年度以降への繋がりを意識したものとする。
- ・受託者は、啓発キャンペーンの実施にあたり、実施体制、情報管理体制、リスク管理体制を整え、必要な安全対策等を講ずること。
- ・業務には、当該キャンペーン展開に必要な手続き、調整、募集業務、制作業務、制作管理業務、情報管理、安全管理等を含む。

(1) 啓発キャンペーンのスタートイベント

①契約期間中に 1 回実施すること。

②キャンペーンのスタートを東海三県で暮らす人々に対し、広く周知でき、かつ、キャンペーンの主旨を最大限に情報発信できるような手法を提案し実施すること。

また、集客を伴うイベントを実施する場合は、東海三県から大型集客が見込める場所で実施すること。

(2) 啓発キャンペーンの広報活動

- ①広報期間は、スタートイベントから1ヵ月以上とする。
 - ②広報エリアは、東海三県の各県を隈なく網羅し、継続的に情報発信することで、県民への周知を図るために効果的なメディアを選定すること。
 - ③その他、使用する媒体を各種組み合わせたり、集中させたりして、効果的な広報展開を図ること。
 - ④広報内容は、原則以下の内容を網羅し、東海三県の県民に向け海岸漂着物発生抑制のための啓発を行い海岸漂着物の現状と課題を伝える内容とする。
 - 1) 海岸で起こっていること
 - 2) 海岸漂着物で困ること
 - 3) 海岸漂着物はどこからくるの？
 - 4) 私たちにできること
 - ⑤制作にあたっては、三重県海岸漂着物対策推進計画の内容をふまえ、本県の海岸環境の保全に資するものとする。
- (参考 URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/eco/isewan/75271016944.htm>)
- ⑥東海三県一市（三重県・岐阜県・愛知県・名古屋市）で実施している「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」にも触れることで、県民への理解を深める内容とする。

(3) 啓発キャンペーンのファイナルイベント

- ①契約期間中1回実施。スタートイベント実施から1ヵ月以上の間隔をあけること。
- ②実施場所は名古屋市内とし、参加しやすいように会場へのアクセスを考慮すること。
- ③参加人数は200名程度とする。
- ④啓発キャンペーンの集大成とし、海岸漂着物問題をより理解できるイベントを実施すること。
- ⑤イベントで実施する企画の内容、出演者、当日のイベントプログラム作成等は、委託者と協議のうえ実施すること。
- ⑥東海三県の県民、清掃活動団体、自治体関係者等幅広く参加を呼び掛けること。
- ⑦参加者の募集、受付、管理に関する手法・体制について提案し実施すること。
- ⑧参加受付はWEBサイトにおいても実施すること。
- ⑨終了後に、多くのパブリシティを獲得できるようにすること。

(4) 啓発キャンペーンにおける事業実施による効果の測定

- ①受託者は、契約期間中に1回以上の効果測定を行うこと。
- ②効果測定の手法、日程、内容については協議のうえ実施すること。
- ③受託者は取得したデータを集計し取りまとめを行い、委託期間中に提出すること。
- ④取得したデータについて、適切な管理を行うこと。

5 実績報告

(1) 実績報告

- ①啓発キャンペーン実施後、実施内容を明記した実績報告書(様式任意・A4 版参加人数、実施状況等の実施結果が分かる資料とすること)を提出する。
- ②啓発キャンペーンで配布したものは1部ずつ提出する。

(2) 納入先

三重県津市広明町 13 番地 三重県環境生活部大気・水環境課

(3) 提出期限

平成 30 年 2 月 28 日 (水) 17 時まで

6 特記事項等

- (1) 受託者は、本契約期間中に知り得た秘密を契約期間中、または、契約期間終了後を問わず、他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が（3）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約から暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議のうえ決定するものとする。